



NIIGATA
PREFECTURE

令和8年度 新潟港・直江津港

陸運・海運業者等協同荷主 開拓支援事業のご案内

要件をリニューアル！

新潟県では、県内港(新潟港・直江津港)の利用拡大を図るため、新たに県内港をご利用いただく荷主企業様を開拓した貨物運送事業者様等に対する補助制度をご用意しております。

補助制度のポイント

新規荷主様を開拓していただくことにより

1 **物流業者様に**補助金を交付

輸出荷主の開拓に対しては

2 **最大700万円**を交付

新規荷主様の開拓であれば県内・県外を問わず

3 **25TEU**以上の利用から補助

補助制度の概要は裏面をご覧ください

補助制度の概要

補助対象者

県内港を利用する新規荷主を開拓する貨物運送業者等(※1)

補助対象期間

開拓する新規荷主が県内港の利用を開始した日から1年間

補助内容

補助名	補助要件 50TEUからリニューアル	補助金額	
		輸出(移出)	輸入(移入)
小口荷主開拓	25TEU以上 100TEU未満の 新規荷主開拓等(※2)	0.5万円/TEU (0.25万円/TEU)	0.25万円/TEU (0.125万円/TEU)
大口荷主開拓	100TEU以上の 新規荷主開拓等(※2)	1万円/TEU 上限:700万円 (0.5万円/TEU) 上限350万円	0.5万円/TEU 上限:350万円 (0.25万円/TEU) 上限175万円

※1: 次のいずれかに該当する者が対象となります

- ①貨物運送事業者(貨物自動車運送事業者・貨物利用運送事業者・鉄道事業者又は海上運送事業者)
- ②貨物運送事業者と協同して荷主開拓に取り組む商社(貨物運送事業者との連名においてのみ申請可能)

※2: 次のいずれかに該当する場合とします

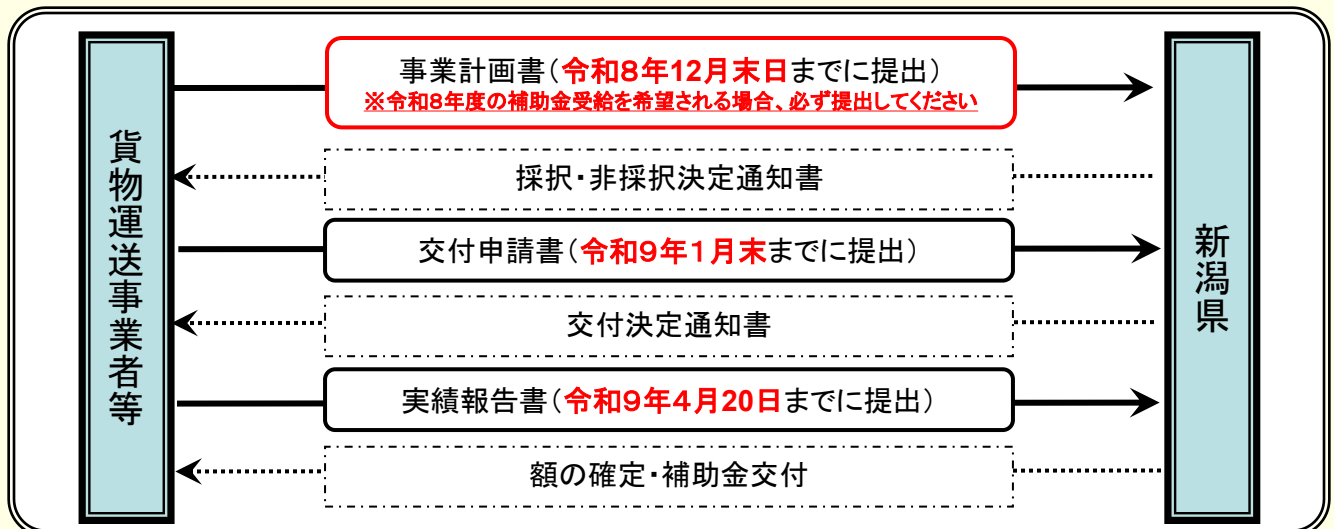
- ①新規で県内港の利用を開始し、25TEU以上の輸出入又は移出入を行う荷主を開拓
- ②県内港を利用して新たな国(港)との輸出又は輸入を開始し、その物量が前年の県内港利用実績と比べて50TEU以上かつ2割以上増加した荷主を開拓

※ 詳細は、陸運・海運業者等協同荷主開拓支援事業補助金交付要綱をご参照ください

※ 複数の事業者から予算額を超える申請があった場合、補助事業者の選定又は交付金額の調整をする場合があります

※ 国内の他の港湾で積換えて輸出入される貨物も補助対象。他港(国際戦略港湾を除く)の補助制度との併用は不可。

手続きフロー



新潟県交通政策局 港湾振興課 港湾企画振興班

TEL: 025-280-5455 FAX: 025-280-5089 e-Mail: ngt170010@pref.niigata.lg.jp

URL: <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kowanshinko/>



お問い合わせ先